2024 年度 リーグ戦 実施要項

新 日 本 スポーツ連 盟 大 阪 府 サッカー協 議 会

★:2023 年度より追加・変更

1. リーグの設定

★(1)年間(2024/4 月から翌年 3 月末頃)に各部毎にリーグ戦を行なう。

(2)上記期間内で行えなかった試合に関しては未消化試合として打ち切る。

★(3) 各リーグの編成チーム数は別紙「2024-2025 リーグ編成」による。

但し、年度途中で新規希望があった場合リーグ戦に影響のない程度に追加する。

2. 選手登録

(1)ホームページよりシステムログインし選手登録手続きを行う。

(2)登録していない選手を出場させる場合、相手チーム・審判・グランド責任者にその旨を伝え了承を得なければならない。

また、次回運営委員会までに登録手続を行わなければならない。

選手が入会及び脱会したなら、速やかに追加登録及び登録抹消(ステータス無効)しなければならない。

★(3)3 部:上位リーグからの助っ人および上位リーグへの出場も禁止。

同一リーグ内での選手の貸し借りは禁止。

1、2 部:同一リーグ内での選手の貸し借りは禁止。

※ローカルルールとして、上位、下部リーグからの助っ人は有。

助っ人になる選手は、同一リーグ内の2チームに助っ人には行けない。

自所属チームと、助っ人チームの 2 チームの出場に限る。

3. シニアリーグ(M:マスターズリーグ)のアンダーエイジ枠

(1)M40部(40 歳リーグ)

アンダーエイジ選手は35 歳～39 歳選手の出場を 4 名まで可能とする。

(2)M45部(45 歳リーグ)

アンダーエイジ選手は 40 歳～44 歳選手の出場を 4 名まで可能とする。

★(3)M50 部(50 歳リーグ)

・M50Aリーグ:2023 年度 M50 総合成績上位チームと 2024 年度 M50 新規加入チーム

・M50Bリーグ:2023 年度 M50 総合成績下位チーム

・アンダーエイジ枠(A、B 共通)は、以下の経過措置を行う。

2024 年度は、42 歳～49 歳を 1 人。45 歳~49 歳を 3 人。合計 4 人以内。

2025 年度は、43 歳～49 歳を 1 人。45 歳~49 歳を 3 人。合計 4 人以内。

2026 年度は、44 歳～49 歳を 1 人。45 歳~49 歳を 3 人。合計 4 人以内。

2027 年度は、45 歳~49 歳を 3 人以内。

2028 年度以降は、2027 年度の規定を継続。

・A、Bリーグの重複選手の出場は認める。

・2025 年度M50リーグの編成は、

1 案:2024 年度最終成績のAリーグ下位とBリーグ上位との入替を行う。

（入替数については年度内に決定）
2 案：2024 年度最終成績を上中下位、3 つに分け、それぞれ 2 回戦対戦をする。
1案、2 案を軸にして年度終盤に決定する。

(5) M60 部（60 歳リーグ）
アンダーエイジ選手は 55 歳～59 歳選手の出場を3名まで可能とする。（※特例規定あり）

(6) 上記についてのアンダーエイジの選手の登録数については上限を設けない。

(7) 相手チームに上記規定に反する選手がいると疑われる場合は、審判を通じて確認を相手チームに促し、証明出来るものの提示を求める事ができ、その相手チームはこれに応じなければ不戦敗扱いとする。

4. 勝点及び頂位決定方法

(1) 試合の結果により次の勝点を付加する。
勝ち○＋3、負け●±0、引き分け△＋1
不戦勝□＋3（スコア 5－0）、不戦敗■－2（スコア 0－5）、没収負け◆－2（総得点－5）

(2) リーグ戦終了後前項の勝点の総計により、各リーグ毎に順位を決定する。

(3) 前項により同位チームがある場合は、①得失点差②総得点③対戦試合の勝敗④抽選の順番で決定する。

5. 昇格・降格及び来期のリーグ編成

(1) 昇格・降格チーム数は来期の継続・退会及び新規チームの数により常任委員会で決定する。

(2) 上記項目に際し、概ね各リーグの上位1～3 チームは昇格又はプレーオフ・入替戦を行う。

(3) 上記項目に際し、概ね各リーグの下位 1～3チームは降格又はプレーオフ・入替戦を行う。

(4) なにわ PREMIER・M40・45・50・60部に関しては昇降格は生じない。

(5) 1部リーグに昇格する権利を有するチームに関しては常任委員会で審議し昇格を承認するか否かを決定する。

(6) 戦績が上位にも関わらず、下位リーグへ移行又は既存リーグで継続することは認めない。

(7) 原則的には今後も同様のリーグ編成とする。しかし具体的な提案があれば、リーグ数の変更、または昇降格チーム数に際して（1）～（4）の項目を修正する場合がある。

6. 試合組合せの決定

★(1) 試合は各リーグLINEおよび E メールにてアナウンスを行い、運営委員会における試合日程にて決定する。

(2) 運営委員会に欠席したチームは自チームの都合で試合を組む権利は認めない。

(3) 会費を期日までに納めていないチームは試合を組めない。なおリーグ戦を消化していた場合は不戦敗扱いとする。

(4) グランドを確保したチームのみ、予め試合開始時刻を選択できる。

(5) 運営委員会に欠席したチームに対して、出席チームは試合の組合せを予告し、グループ LINE 等で公示することができる。
日程・場所・審判・グランド責任に関しては、次回運営委員会で前月の出席チームの都合優先で決定する。
欠席によって予告されたチームが次回運営委員会に再び欠席した場合、そのチームはその時点で不戦敗扱いとなる。

また、予告した出席チームが欠席した場合はその組合せは無効となる。
尚、該当するチームが所属するリーグが公示申請しない限り適用されず、結果についても必要とする。
※欠席チーム同士の組合せも可能。
（リーグ戦未消化対策のためのやむをえない「予告試合」公示制度）

(6)「予告試合」
会議に2回（2ヶ月）連続して欠席したチームに対しては該当チームに連絡入れる事無く予告試合を適用する。
3回目（3ヶ月目）も欠席した場合は不戦敗（0－5　勝点－2）とする。

(7)組合せ時に決定する『グランド責任者』は、当日の試合遂行のための判断の最終決定者として役割をはたすこと。

7. 試合の不成立

(1)試合開始時刻にチームのメンバーが8名に満たない場合は不成立とし、そのチームを不戦敗とする。

(2)不戦試合、没収試合のいずれも得失差は 5－0で勝敗がついたものとする。
また、両チームが不戦敗、没収負けの得失点は、両チーム－5 とする。

(3)決められた日程以前に、試合を成立させることが不可能になったチームは、直に試合の相手チーム、審判、グランド責任者に必ず連絡をしなければならない。この場合の扱いは、不戦敗とする。
尚、代替チームにより同格のゲーム行なわれた場合はこの限りではない。

(4)キャンセル
試合組み合わせ決定後、リーグ戦をキャンセル出来るのは試合日の2週間前までとし、それ以降は不戦敗とする。
但しシーズン内でキャンセルしたチームがグランドを取得し（3時間以上で派遣審判を要しない）再試合を申し込んだ場合はこれに該当しない。
リーグ戦キャンセルは1回のみとし以降は不戦敗扱いとする。

(5)天候及びその他の理由でグランドの使用が不可能となった場合、もしくは該当グランド責任者が中止と判断した場合は不成立とする。
特に「雷」にはより慎重な注意を促してください。

(6)不可抗力のトラブル・アクシデント等で（1）～（4）に該当する場合、
関与したリーグ全体で判断し、特別措置を協議会（常任会議）に申請することができる。
その場合、最終的な裁定・決定権は協議会（常任会議）にある。

8. 競技

(1)競技時間は60分とする。（ハーフタイムは概ね5分）やむを得ない場合はこの限りでない。
但し、1 部リーグは70分、M60 部リーグは40分とする。

(2)選手交代の人数は持に制限を設けない。但し、試合の進行を著しくさ妨げるおそれがある場合は主審の判断で制限することもある。
常識の範囲内の人数が望ましい。

(3)試合のボールは両チームが持ちより、主審が決定する。
試合中は審判が管理し試合終了後、チームに返還する。

9. グランド設営

(1)第1試合の両チームは試合開始の最低30分前に集合し、開始時刻に間に合うようネット・ライン引き等グランドの設営及び整備を行なわなければならない。

(2)最終試合の両チームはゴール等を所定の場所に戻し、グランドのトンボ掛け及びその周辺を整備清掃しなければならない。

(3)上記(2)の最終確認はグランド責任者が行い、その旨をグランド管理者に報告すること。
グランドの使用においてはピッチだけでなく、各施設の周辺の利用ルールも厳守(駐車場利用時の入路については特に注意)して、チームメンバーに徹底させること。もし、グランド施設からの苦情が入った場合、そのチームの以後の当該グランドの使用を制限する場合がある。

10. 試合時間

(1)決められた時間外で試合を行なってはならない。

(2)いかなる要因で時間がずれ込んだ場合でも、次の試合開始時間が優先される。

11. 審判

(1)審判は各チームで担当する。試合日程決定の際、審判担当チームを決定する。

(2)担当審判員は試合開始最低15分前にはグランドに待機しなければならない。

(3)試合を行わない際に審判だけを行うことを「派遣審判」と言う。
グランドの有効活用(2試合組めない場合)のため、派遣審判を積極的に行うこととする。
「派遣審判」を行った者には協議会から手当を支給する。

(4)主副審共に、同様同色の審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)の着用を義務付ける。

(5)審判服は、審判の機能を果たすものでなければならない。
カラー服等で色がプレーヤーと紛らわしい場合、審判員がサブ審判服に着替えることとする。

(6)審判員の遅刻及び欠席により、試合(リーグ戦)が実施できない場合は、その試合をリーグ公式戦とは認めない。
上記事項が発生した場合、その審判員の所属するチームの勝点を「-3」とする。

(7)リーグ戦等の公式戦の審判員は第3のチームが行なうことを原則とする。
グランド使用時間等の都合で試合のない「第3のチーム」(派遣審判)が審判を行えない場合は、両チームが充分に納得した上で、当該試合チームのメンバーから審判を行うことを特例として認める。

(8)各チームはC級以上の審判員を3名以上有することを義務付ける。

(9)年度末に(8)の条件を満たしていないチームは成績を抹消する。

(10)審判資格者は3年に1回更新研修会を受講しなければならない。
受講しない場合は更新を認めず、審判資格を失効とする。

(11)試合の前後半を通して審判員の交代は認めない。
止むを得ない場合は協議を行い、同意を得ること。

(12)審判割当が決まっていて、それを実行できない場合は、2週間前までにグループ LINE 等を使って、代わりに審判を行ってくれるチームを探す事とする。代わりの審判が見つけられない場合は当日審判を行ったチームに罰則経費(例:¥3,000/人)を支払う事とする。

12. 罰則

(1)退場処分を受けた者は、次の1試合には出場できない。

(2) 累積警告2枚で次節出場停止とする。
警告・退場者のチェックは各リーグが責任を持って行うこと。
(3) 著しく不正な行為をした者は、運営委員会にて別途協議する。
(4) 試合消化の悪いチームは、運営委員会にて別途協議する。
(5) 運営に関して著しく消極的なチームは、運営委員会にて別途協議する。

13. ユニフォーム
(1) 選手はチームで服装を3点(シャツ・パンツ・ストッキング)とも統一すること。
(2) アンダーシャツ・アンダーパンツはユニフォームと同色又はチームで統一した色とする。
(3) 上着は必ず背番号のあるものを着用すること。
(4) サブユニフォームに関しては異色のものを必ず用意すること。
(5) 審判服とまぎらわしい色(黒・紺など)の場合はカラー審判服を3着用意し審判に貸し出さなければならない。
(6) 服装に不備がある場合、審判(対戦チームも)はその選手の出場を許可してはならない。
それにより 8 名に満たなくなったチームは不戦敗扱いとする。

14. 試合結果報告
(1) 勝利チーム、引き分け又は雨天中止の場合は両チームで話し合ってどちらか一方のチームが各リーグのシステム担当者に報告する。
(2) 各リーグのシステム担当者はシステムログインし該当する試合のスコア(中止も含めて)を記入する。

15. 上記 1.～14.の項目に対して、変更が望ましい事項が認められた場合は、速やかに運営委員会に掛け、運営委員の承認を得て訂正・追加・削除するものとする。
また、リーグ内における上記項目の適用で、別途「リーグ内申し合わせ(ローカルルール)」等が必要となった場合、リーグの責任でリーグ内チームの確認の上で対応すること。